



能代市

「わ」のまち 能代



合併期日	平成18年3月21日	合併の方式	新設
合併関係市町村	能代市、二ツ井町		

所在地	能代市上町1番3号
電話	0185-52-2111
FAX	0185-89-1761
ホームページ	http://www.city.noshiro.akita.jp/
Eメール	sougou@city.noshiro.akita.jp

面積	426.74	km ²	(H12国土地理院調査)	
	内訳	245.34	km ²	能代市
		181.40	km ²	二ツ井町

人口	65,237	人	(H12国勢調査)	
	内訳	53,266	人	能代市
		11,971	人	二ツ井町

世帯数	22,744	世帯	(H12国勢調査)	
	内訳	18,814	世帯	能代市
		3,930	世帯	二ツ井町

<p>位置・地勢</p>	<p>能代市は、秋田県北西部に位置し、東は北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接している。</p> <p>東西が約30km、南北が約35kmで、東北地方を縦断する奥羽山脈に源を發する米代川が市域の中央を東西に流れ、日本海に注がれる。下流部には能代平野が広がり、そのほとんどが居住地と農地として活用されている。また、東南部は房住山を主体に、なだらかな丘陵地となっている。西部は日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在している。</p> <p>気候は、四季の移り変わりが明瞭である。対馬暖流の影響により、年間の平均気温は10度前後だが、冬は低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、降雪日数は平均70日程度ある。</p>	
--------------	--	---

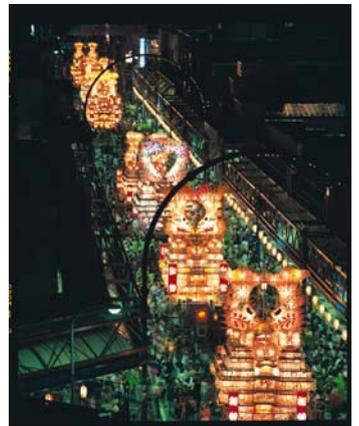
<p>産業・観光</p>	<p>合併市町別に産業の特性を見ると、旧能代市は、稲作をはじめネギ・みょうが栽培などの農業、古くから栄えた木材産業やこれに関連する機械・金属工業等を基幹産業としながら、企業誘致によって電気、精密、縫製、医薬品などの新規企業の立地も進んでいる。観光面では、21世紀に残したい日本の自然100選ほか数々の百選に選ばれている「風の松原」をはじめとした名勝・旧跡が数多くある。</p> <p>また、旧二ツ井町は、米代川の豊かな流れと背後にそびえる森林資源を背景に、安全でおいしい米づくり、循環型農業や林業、木材産業が中心産業として栄え、商業基盤を支えてきた。工業においては、町の特産品である天然ゼオライトや多様な業種による誘致企業が主体となり、雇用の場の確保に大きな役割を果たしている。観光面でも、県立自然公園きみまち阪公園をはじめ日本一高い天然秋田スギで知られる仁鮎水沢スギ植物群落保護林、原生林の七座山など魅力的な観光資源を抱えている。</p>
--------------	--



きみまち阪から見た
七座山と米代川



風の松原



能代七夕

組織 (合併後初代)	市長	助役	収入役	議長	副議長
	齊藤 滋宣	武田 哲也	—	藤原 良範	山谷 公一
	H18.4.24～	H18.6.15～	—	H18.5.23～	H18.5.23～

行政 施策	まちづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちは、市民の力や地域の力を発揮し、人が輝くまちを創っていきます。 ・私たちは、特色ある地域資源を最大限に活かして、環境をキーワードに、たくましく元気なまちを創っていきます。 ・私たちは、将来にわたり、安心して暮らせるまちを創っていきます。
	基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・輝きとぬくもりのまち ・元気とうるおいのまち ・安全と安心のまち

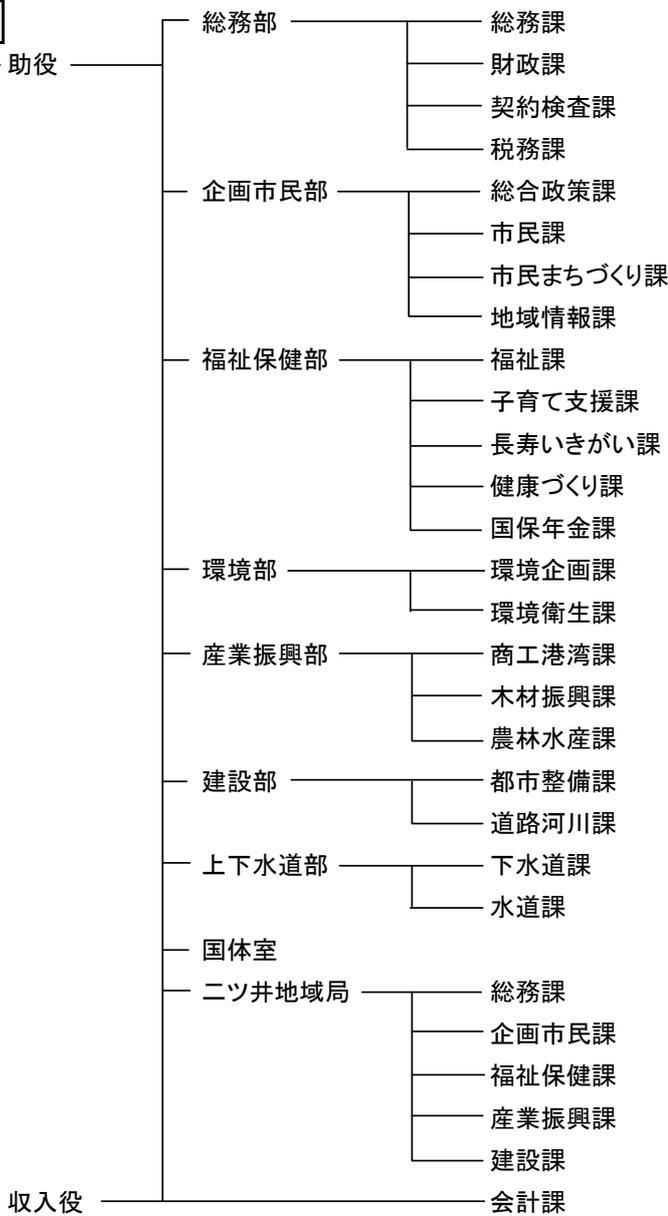
(H19.12.21現在)

行政機構 (合併時点)

市長事務部局

市長

助役

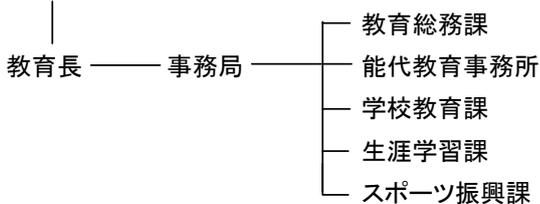


行政委員会

選挙管理委員会 — 事務局

農業委員会 — 事務局

教育委員会



公社

能代市土地開発公社 — 理事長 — 常務理事 — 事務局
(財)能代市開発公社

1 合併関係市町村の沿革

能代市：昭和 15（1940）年 10 月 1 日、能代港町、東雲村、榊村が合併して市制を施行し、昭和 17（1942）年 4 月 1 日に扇淵村を、昭和 30（1955）年 4 月 1 日に檜山町、鶴形村、浅内村、常盤村を編入、さらに昭和 32（1957）年 6 月 20 日に峰浜村の坂形、比八田、外荒巻の 3 地域が分村して編入し、昭和 33（1958）年 2 月 1 日に檜山地区の揚吉、苧又石の両地域が分市して二ツ井町に編入された。

二ツ井町：明治 9（1876）年、比井野、薄井両村が合併して二ツ井村となり、明治 35（1902）年町制施行により二ツ井町となった。昭和 30（1955）年 3 月 25 日、二ツ井町、種梅村、荷上場村、富根村が合併し二ツ井町となり、昭和 30（1955）年 10 月 1 日に鷹巣町の小繫、麻生の地域が分町して編入し、昭和 30（1955）年 12 月 25 日に響村を編入、さらに昭和 33（1958）年 2 月 1 日に能代市の檜山地区の揚吉、苧又石の両地域を編入した。

平成 18（2006）年 3 月 21 日、上記 1 市 1 町が新設合併し、「能代市」が誕生した。

2 合併関係市町間のつながり

2市町は、両市町を流れる米代川で結ばれ、古くから、人々の交流や木材・工業・農業などに深い関わりを持ってきた。

現在、木材・木製品工業や農業、商業などにおいて、能代市と二ツ井町は能代山本地域の中心的な役割を果たしているとともに、米代川流域の天然秋田杉や広大な農地から生産される農産物など特色ある地域資源や、能代港、高速道路、大館能代空港など高速交通等を活かした流通面でも強い結びつきがあり、今後も一体となって発展することが期待できる。

また、両市町とも恵まれた自然環境とともに生き、環境を守ることに力を入れてきており、合併して規模が大きな市になることで、循環型社会に対応した環境関連産業の育成に力を注ぐことで新たな雇用の創出につなげることにより、人口減少に歯止めがかかることが期待できる。



航空写真

3 合併に向けた動き

平成15年2月、能代市、二ツ井町、琴丘町、八森町、山本町、八竜町、藤里町、峰浜村で、能代山本地域市町村合併任意協議会を設立したが、藤里町が単独立町を表明したことから、実質的な協議のないまま6月に解散した。

その後、二ツ井町から能代市への合併協議の申入れ、能代市の周辺町村への働きかけなどの動きを経て、同年9月、藤里町を除く能代山本地域7市町村で合併勉強会、同年11月に合併準備会を立ち上げ、12月には能代山本市町村合併任意協議会を設立した。

平成16年5月17日、7市町村による能代山本市町村合併協議会を設立し協議を重ねたが、新市名称問題で能代市が離脱を表明し、平成17年1月28日第15回合併協議会で合併協議会の廃止を了承した。

新市名称については、任意協議会で、公募方式とすることとし、現行の既存市町村名と同じ読み書きの名称は公募しないことが取り決められ、平成16年4月1日から同月30日まで公募したところ2,349件の応募があった。

法定協議会では、名称選考小委員会を設置し、1次、2次選考を経て、第7回合併協議会の最終選考で「白神市」に決定した。

この新市名称に対して、県内外の住民団体等から再考・撤回を求める要望書等が提出され、合併協議会では意見交換を重ねた。能代市では、市民意向調査を実施し、その結果や市議会の意向を踏まえ、第14回合併協議会で新市名称を「能代市」で再考することを求めたが否決された。

合併特例法適用期限が迫り、新たな合併の枠組みが模索される中で、能代市が二ツ井町に合併協議の申入れを行い、同年2月16日、二ツ井町は能代市との合併協議受入れを表明した。

これを受けて両市町の事務打ち合わせ・確認を経て、同年2月23日、両市町臨時議会で、法定協議会の設置が可決され、同日、能代市二ツ井町合併協議会を設置した。

平成17年	1月28日	能代山本市町村合併協議会の廃止を了承
	1月31日	能代市が二ツ井町に合併協議を申入れ
	2月10日	能代市が再度、二ツ井町に合併協議を申入れ
	2月16日	二ツ井町が能代市との合併協議の受入れを表明
	2月23日	能代市二ツ井町合併協議会発足
	3月6日	第1回能代市二ツ井町合併協議会を開催 (以降、全12回の合併協議会を開催)
	3月27日	二ツ井町で合併についての住民投票を実施 当日有権者数：9,994人 投票者数：7,101人(投票率71.05%) (内有効投票7,055票、無効投票46票) 結果：賛成 4,327票(61.33%) 反対 2,728票(38.67%) 能代市では合併についての市民意向調査(実施期間：同年3月17日～3月26日)の集計を実施 実質対象者数：46,270人 (送付46,375通、返却105通) 回収数：33,154通(71.7%) (内有効数：33,045通(99.7%) 無効数：109通(0.3%)) 結果：賛成 29,444通(89.1%) 反対 3,601通(10.9%) いずれも賛成多数で合併について賛同

平成 17 年	3 月 28 日	能代市二ツ井町合併調印式を開催
	3 月 28 日	両市町の議会にて合併関連議案を可決
	3 月 30 日	県知事へ廃置分合を申請
	4 月 27 日	県議会で廃置分合議案可決
	5 月 6 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	5 月 26 日	総務大臣の告示
平成 18 年	3 月 21 日	能代市誕生



住民説明会

4 合併協議の概要

平成 17 年	2 月 23 日	能代市二ツ井町合併協議会を設置 会長 能代市長 豊澤有兄 副会長 二ツ井町長 丸岡一直 委員 15 名
	3 月 6 日	第 1 回能代市二ツ井町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の方式 ・ 合併の期日 ・ 新市の事務所の位置 ・ 財産及び債務の取扱い
	3 月 8 日	第 2 回能代市二ツ井町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 地方税の取扱い ・ 地域審議会等の取扱い ・ 一般職の職員の身分の取扱い ・ 特別職の身分の取扱い ・ 条例・規則等の取扱い
	3 月 10 日	第 3 回能代市二ツ井町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 事務組織及び機構の取扱い ・ 町名・字名の取扱い ・ 国民健康保険事業の取扱い ・ 一部事務組合等の取扱い ・ 使用料・手数料等の取扱い ・ 公共的団体等の取扱い ・ 補助金・交付金等の取扱い ・ 慣行の取扱い ・ 介護保険事業の取扱い ・ 消防団の取扱い ・ 行政区等の取扱い
	3 月 12 日	第 4 回能代市二ツ井町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い ・ 新市の名称 ・ 電算システム事業の取扱い ・ 納税関係事業の取扱い ・ 消防防災事業の取扱い ・ 保健衛生事業の取扱い ・ 福祉関係事業の取扱い ・ 環境対策事業の取扱い ・ 農林水産関係事業の取扱い ・ 商工・観光関係事業の取扱い ・ 建設関係事業の取扱い ・ 学校教育事業の取扱い ・ 社会教育事業の取扱い
	3 月 15 日	第 5 回能代市二ツ井町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い
3 月 25 日	第 6 回能代市二ツ井町合併協議会にて次の項目及び合併協定書を確認 ・ 新市建設計画（最終案）	

① 合併の方式

能代市から二ツ井町へ合併協議を申入れた際、対等合併とすることを伝えており、二ツ井町では議会と協議のうえ、基本的に申入れを受け、合併協議の場に臨むこととした。

あくまで対等の立場で合併するとの前提で進めてきた経緯もあり、両市町の首長による合併推進会議の中で確認したうえで、平成17年3月6日第1回合併協議会において「新設合併」とすることを確認した。

② 合併の期日

合併特例法の適用を受けるには平成18年3月31日までに合併する必要があることに加え、具体的な事務調整作業や電算システムの構築など、新市にスムーズに移行するためには一定の期間が必要との判断により、平成17年3月6日第1回合併協議会において「合併の期日は、平成18年3月21日とする。」ことを確認した。

③ 新市の名称の取扱い

能代市では、能代山本地域の7市町村で構成した能代山本市町村合併協議会で決定した新市名「白神市」についてのさまざまな意見が出され、また住民運動も起こった。その大方は能代市という名称を残してほしいという非常に強い思いがあり、結果的に同合併協議会からの離脱、その後、解散に至ったという経緯があり、能代市と二ツ井町による合併協議において名称問題は非常にデリケートで、かつ大きな課題であった。

能代市から二ツ井町へ合併協議の申入れの際、新市名を「能代市」としていきたい旨を伝えたが、二ツ井町では合併協議の場で誠意をもって協議し、決定したい意向であったことを踏まえ、第1回合併協議会で事務局から新市名称の決定についての3つ方法を提示し、第2回合併協議会において、両市町からの提案により協議して決定することを確認した。

両首長の話し合いで、両市町から一本化した形で提案することとし、平成17年3月12日第4回合併協議会において、同協議会会長から「新市の名称は、能代山本地域における中核としての存在感、能代平野からつらなる地勢の一体性、通学、就労、買い物、医療、娯楽など生活圏の中心地、川上の森林・林業、川下の木材産業という木で結ばれる真の木都、全国的に知られているスポーツ、産業面での知名度といった観点、そして能代市は二ツ井町のこれまでの歩み、住民の方々の心情を尊重し、二ツ井町に対する配慮、気配りを永遠に持ち続けるという決意と覚悟のもと、新市名として能代市を提案する。ただし、二ツ井町議会では、米代市が多数意見である。以上の状況を踏まえて、協議する。」との提案が行われ、協議では、「能代市」とすることについて全会一致とならなかったため、投票を行った結果、「能代市（のしろし）」と決定した。

④ 新市事務所の位置の取扱い

事務所の位置については、既存施設の活用、住民の利便性、交通事情及び他の官公署との関係を総合的に考慮し、現能代市役所が適当であることから、平成17年3月6日第1回合併協議会において

「能代市上町1番3号とする。将来の新庁舎の建設及び位置については、新市において検討する。」ことを確認した。

⑤ 財産の取扱い

財産及び債務の取扱いについては、平成 17 年 3 月 6 日第 1 回合併協議会で「両市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。また、現在ある財産区は、新市においても存続する。」

と提案された。合併協議会では「財産に旧来の慣行による財産が含まれるのか、また従来どおり認められるのか。」という意見が出されたが、財産にはそれも含むとして、提案のとおりとすることを確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、第 1 回合併協議会で事務局から協議についての参考として、

- ①合併特例法の特例を適用せず、設置選挙を行う。
- ②合併特例法の特例を適用せず、選挙区を設けて設置選挙を行う。
- ③合併特例法の定数特例を適用し、法定上限数の 2 倍を超えない範囲で定数を定め、設置選挙を行う。
- ④合併特例法の定数特例を適用し、法定上限数の 2 倍を超えない範囲で定数を定め、選挙区を設けて設置選挙を行う。
- ⑤合併特例法の在任特例を適用し、合併後 2 年を超えない範囲で定める期間、引き続き新市の議員として在任する。

という 5 通りの考え方があるということを説明した。

第 2 回合併協議会では定数について活発な協議が行われた。「特例を適用した場合でも上限定数の 30 人を上回らない数で検討すべき、30 人は多い。」との意見や、「逆に住民が困るような少ない人数にはならないように。」などの意見もあった。

合併協議会の意向を受け、数回にわたり両議会の代表委員が協議したが、両議会が一致した形での集約に至らず、平成 17 年 3 月 15 日第 5 回合併協議会において、事務局から参考としてあげていた 5 通りの取扱いの中から、能代市議会からは「特例を適用せず設置選挙を行う。」と、二ツ井町議会からは「在任特例を適用し、合併後 2 年を超えない範囲で定める期間、引き続き新市の議員として在任する。」と提案され、どちらにするかを協議し、全会一致ではまとまらなかったため、無記名投票を行い、「特例を適用せず設置選挙を行う。」ことを確認した。続いて、定数について協議し、28 人と 26 人の意見が出され、これも全会一致ではまとまらなかったため、無記名投票を行い、「28 人」とすることを確認した。



合併協議会

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、第 1 回合併協議会で事務局から協議についての参考として、

- ①合併特例法の特例を適用せず、農業委員会を設置して一般選挙を行う。
- ②農業委員会を設置し、合併特例法の在任特例を適用し、旧市町村の選挙委員は、協議により 80 人以内の範囲で定められた数の者に限り、合併後 1 年以内で協議により定められた期間、引き続き在任する。
- ③新市に旧市町村の区域と異なる区域ごとに 2 つ以上の農業委員会を設置し、合併特例法の特例を適用せず、各農業委員会ごとに一般選挙を行う。
- ④同様に 2 つ以上の農業委員会を設置し、合併特例法の在任特例を適用して、旧市町村の選挙委員は協議により 80 人以内の範囲で定められた数の者に限り、合併後 1 年以内で協議により定められた期間引き続き在任する。
- ⑤旧市町村の区域ごとに 2 つ以上の農業委員会を設置し、旧市町村の選挙委員はその残任期間引き続き在任する。

という 5 通りの考え方があるということを説明するとともに、委員の定数基準は 30 人以下となり、定数については、両市町の農業委員会の代表会議により協議・検討をしていることから、協議結果を待って協議してくことを提案した。

合併協議会会長あてに両市町の農業委員会会長から合併に伴う農業委員会の体制整備に関する要請が提出され、第 2 回合併協議会において、事務局がこの要請を踏まえた協議案を提案することを確認した。

第 4 回合併協議会で提案された、

「(1) 新市に 1 つの農業委員会を置く。

(2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は 27 人とする。

(3) 両市町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法の規定を適用し、平成 18 年 7 月 19 日まで引き続き在任する。

(4) 在任特例終了後は、農業委員会等に関する法律の規定を適用し、能代市の区域 2 選挙区、二ツ井町の区域 1 選挙区を置き、各選挙区の定数は新市において調整する。」

との内容に対し、定数についての意見が出された。「合併により農地面積が拡大するが、農地転用は農家経営者の問題なので、農家戸数を考慮して定数を考えるべきでないか。」「専門的な分野であり両市町の農業委員会の意見を尊重すべき。」などの意見があったが、最終的に、提案どおりとすることを確認した。

⑧ 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、両市町で違いがあった法人市民税の税率を合併年度とそれに続く3年度で段階的に調整して統一すること、また、納期の違いのあるものは他の税とあまりかち合わないようにするとともに、年末の納期についても考慮することを両市町の首長による合併推進会議の中で確認し、第1回合併協議会で

「両市町で違いのない個人市民税や固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税、特別保有税の税率については、現行のとおり。

違いのある鉱産税の税率については、二ツ井町のみで課税しているので、二ツ井町の例による。

法人市民税については、能代市の例により制限税率を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とする。

このほかに、納期は統一する。減免については両市町の規定を基に合併時まで調整する。」

と提案された。

第2回合併協議会では、不均一課税について活発な協議が行われた。合併特例法では緩和措置を5年までできると定めており、「現行の税率を5年まで延長してほしい。」との意見や、「逆に合併に向かう姿勢としてできれば同じ税率、制限税率でなくても統一すべき。」との意見もあったが、最終的に、提案された調整内容とすることを確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、すべて新市の職員として引き継ぐものとし、第1回合併協議会で

「(1) 両市町の一般職の職員は、合併特例法の規定によりすべて新市の職員として引き継ぐ。

(2) 新市における一般職の職員の定数と各部署の職員の定数の割り振りは、合併時までに調整する。なお、職員の定員適正化計画については、新市において速やかに策定し、定員管理の適正化に努める。

(3) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに調整する。

(4) 職員の給与については、国の基準及び類似団体を参考に給料表の取扱いを含め、合併時までに調整する。」

と提案され、合併によるメリットとしての職員削減については、定員適正化計画により削減目標を立てながら、適正な規模の職員数にしていくこととなるが、新市建設計画の財政計画の中でも数字としてとらえて、削減に努めることとしている旨が説明された。

第2回合併協議会において、「退職時特別昇給は合併時に廃止すべき。」との意見や、新市で目指している職員定数の人口1千人当たり7人の基準の考え方が問われた。最終的に、提案された調整内容とすることを確認した。

⑩ 新市建設計画

第1回合併協議会において、新市建設計画案が提案され、第2回合併協議会で第1章から第4章まで、第3回合併協議会で第5章から第7章までを協議し、意見等が出された。「環境首都など環境を全面に出していることから、行政の環境に対する取り組みが点から面になることに期待している。」との意見や、現在の借金がある中で、合併特例債という借金をまた抱えることへの不安、財政の健全性などに対する意見があった。第4回合併協議会と第5回合併協議会では修正内容を確認した。平成17年3月16日に県と協議を行い、同年3月22日に県合併支援本部から異存がない回答があった。その後、第6回合併協議会において最終的に確認した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、第1回合併協議会で

「常勤の特別職では、市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところにより、給与の額等については、現行額及び類似団体の例を参考に合併時まで調整する。新市の職務執行者については、両市町の長が別に協議して定める。

また、議会議員及び行政委員会の委員では、非常勤の特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところにより、報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に合併時まで調整する。能代市で設置している公平委員会は廃止し、新市として新たに秋田県人事委員会へ事務を委託する。

さらに、新市において、引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併時まで調整する。」

と提案された。

第2回合併協議会において、「公平委員会はなぜ廃止するのか。」などの意見があった。最終的に、提案された調整内容どおりとすることを確認した。

⑫ 条例・規則の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、第1回合併協議会で

「合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整方針の内容に基づき、

- (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行するもの
- (2) 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行するもの
- (3) 合併後において、逐次制定し施行するもの

の3つの区分により調整する。」

と提案された。

第2回合併協議会において、提案された調整内容どおりとすることを確認した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、第1回合併協議会で「新市の組織は地域に根ざした行政運営と住民サービスの維持向上を図ることができるように十分配慮するものとして、両市町の現庁舎の位置づけは能代市役所を本庁とし、本庁機能の一部を二ツ井町役場に置く。二ツ井町役場を支所とし、総合的な窓口機能を持たせる。新市の事務組織及び機構は、

- (1) 地域住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- (2) 地域住民の意見が反映される組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) 行政課題に対応できる組織・機構
- (5) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (6) 緊急時に即応できる組織・機構

の6つの方針に基づき整備する。」

と提案した。

第3回合併協議会では二ツ井町役場に置く本庁機能の一部や総合窓口機能について意見が出された。最終的に、提案された調整内容とすることを確認した。



合併協議会

⑭ 使用料・手数料の取扱い

使用料、手数料等の取扱いについては、第1回合併協議会で「調整の基本方針として、

- (1) 両市町同一の使用料、手数料等については、現行のとおりとする。
- (2) 両市町で違いのある使用料、手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の観点から原則として合併時まで統一する。
- (3) 施設及び附属設備等の使用料については、施設の規模、内容等を考慮し、現行のとおりとする。ただし、類似する施設等の使用料については、新市において統一する。

また、基本方針にかかわらず、個別の使用料、手数料等の取扱いとして、

- (1) 斎場の使用料については、新市の住民は無料とし、新市以外の住民は有料とする。
- (2) 道路占用、法定外公共用財産、行政財産の各使用料については、新市において速やかに調整する。
- (3) 公営住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利便性係数については新市において速やかに新たな基準を設ける。
- (4) 上水道、簡易水道の使用料及び手数料等については現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する。
- (5) 公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業の使用料並びに加入者分担金（負担金）は現行のとおりとし、新市において生活排水処理事業に関する計画を策定し、新たな料金体系を構築する。
- (6) 各種検診料については、平成18年度から統一する。
- (7) 一般廃棄物処理手数料としては、指定ごみ袋により排出される家庭系一般廃棄物及び事業系廃棄物の処理手数料については現行のとおりとし、新市において調整する。また、処理施設に搬入される一般廃棄物及び粗大ごみの処理手数料については、現行のとおりとし、新市において調整する。」

と提案された。

第3回合併協議会において、「水道使用料や浄化槽設置の負担など、新市で新たな料金体系が構築されるまでの間に生じる格差をなくすようにすべき。」との意見や、「違いのある使用料、手数料については、原則として合併時まで統一するという調整方針があるのに、指定ごみ袋など合併時まで調整できないものがあるが、どういうことなのか。」といった意見が出された。最終的に、提案のとおりとすることを確認した。



合併協議会

⑮ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いとしては、両市町に関係する 7 つの一部事務組合と、土地開発公社及び公社について協議した。第 1 回合併協議会では

- 「(1) 全県的に市町村が加入している秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって両市町は脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。
- (2) 両市町以外の町村と構成している一部事務組合の方向性としては、
- ①能代山本広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって両市町は脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。
 - ②能代地区消防一部事務組合及び二ツ井藤里地区行政組合については、関係市町村と協議のうえ、統合再編を検討する。また、事務の効率性や地域連携を図るため、能代市山本郡 8 市町村による消防及び救急業務の共同処理についても併せて検討する。なお、関係市町村間の協議が整わないときは、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、新市において消防及び救急業務を実施する。この場合、関係町村と受委託の方向を検討する。
 - ③山本郡養護老人ホーム組合及び鷹巣町外六ヶ町村衛生施設組合については、合併の日の前日をもって二ツ井町は脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。」

また、土地開発公社関係としては、

- 「(1) 能代市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続する。
- (2) 二ツ井町は秋田県町村土地開発公社の設立団体から合併の日の前日をもって脱退する。」

公社としては、

「財団法人能代市開発公社については、権利と事務はすべて新市に引き継ぐ。」

と提案された。

第 3 回合併協議会において、「能代市内にし尿処理施設があるのに鷹巣町外六ヶ町村衛生施設組合に加入する必要があるのか。」との意見や、消防救急業務の共同処理の構成市町村の優先の考え方が問われた。最終的に、提案のとおり調整内容とすることで確認した。

⑯ 地域審議会等の取扱い

地域審議会等の取扱いについては、第 1 回合併協議会で

「地域審議会については設置しない。合併特例法に基づく地域自治区については、合併前の二ツ井町の地区に置く。地域自治区に関して合併関係市町村で協議により定める事項のうち、特別職の区長は置かないこととし、その他必要な事項については合併時まで調整する。」

と提案された。

第 2 回合併協議会において、地域審議会と地域自治区の違いや地域自治区の予算、設置期間について問われた。最終的に、提案のとおり調整内容とすることで確認した。

⑪ 町字名の取扱い

町名・字名の取扱いについては、第1回合併協議会で「町・字の名称及び区域は原則として従前のおりとし、新市名が決まった後、大字名を変更する場合は、合併前に現市町で調整する。」

と提案された。

第3回合併協議会において、「大字については歴史的な、あるいは地理的な由緒ある名前なので、できる限り変えない方がいい。」との意見や、「小字の前に大字がない場合、必ず『字』をつけなければいけないのか。」との意見があった。

最終的に、提案のとおり調整内容とすることで確認した。

⑫ 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、第1回合併協議会で

「市章については、合併時まで公募し決定する。市の花・木・鳥、市民歌、キャッチフレーズ、イメージソング等はその必要性を含め新市において検討する。市民憲章、各種宣言については、その必要性を含め新市において検討する。表彰制度については、新市において新たな制度を創設する。」

と提案された。

第3回合併協議会において、「市章を公募するときに市の花・木・鳥も一緒に公募した方がいいのではないか。」との意見があった。最終的に、提案のとおり調整内容とすることで確認した。

⑬ 補助金・交付金の取扱い

補助金・交付金等の取扱いについては、第1回合併協議会で

「両市町同一又は同種の補助金、交付金等については、新市において関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。また、両市町で違いのある補助金、交付金等については、従来からの経緯・実情を踏まえ、新市においてそのあり方を検討する。」

と提案された。

第3回合併協議会において、提案のとおり調整内容とすることで確認した。

5 合併協定書の調印

平成 17 年 3 月 28 日午前 11 時から、シャインプラザ平安閣能代において、能代市、二ツ井町の首長のほか、立会人として両市町議会の議長、特別立会人として県副知事など、約 130 名が出席し、能代市二ツ井町合併調印式が挙行され、能代市長と二ツ井町長が合併協定書に調印した。



合併調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、2市町において以下の廃置分合関係議案

- ・市町の廃置分合について
- ・市町の廃置分合に伴う財産処分について
- ・市町の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について
- ・市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について

は、いずれも平成17年3月28日に2市町議会で可決され、同日付けで2首長による協議が行われた。

また、市町の廃置分合に伴う地域自治区の設置については、平成17年3月31日に2市町で専決処分し、同日付けで2首長による協議が行われた。

② 廃置分合申請

平成17年3月30日、2市町長が県知事に対し、地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成17年秋田県議会4月臨時会に廃置分合議案「議案第141号 市町の廃置分合について」を提案、同議案は平成17年4月27日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成17年5月6日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成17年5月26日付け総務省告示第621号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた2市町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

両市町の首長による話し合いで新市の市長職務執行者を丸岡一直（二ツ井町長）とすることを確認し、平成18年2月3日に2首長の協議書を締結し、同日の第12回合併協議会に報告した。

② 新市章の決定

市章については、合併協定の「市章は合併時までに公募し、決定する。」との決定内容に基づき、第7回合併協議会で

「制定の考え方としては、新市の市章デザイン募集要項を定め、市章デザインを公募する。専門的知識を有する市章選考委員会において、応募された作品の中から5点以内の候補作品を選考する。市章選考委員会において選考された候補作品の中から、合併協議会委員により市章採用作品1点を決定する。市章採用作品を合併日に市長職務執行者が新市の市章として制定する。また、スケジュールとしては、7月1日から8月31日までの募集期間とし、9月中旬には市章選考委員会で候補作品を選考、10月7日の第10回合併協議会に候補作品を報告、11月4日の第11回合併協議会で採用作品を決定し、12月には市章の色彩番号やデザインとしての使い方など統一して利用するための市章使用ガイドを作成して、合併日に市章を制定する。」

と提案した。「ほかの市章等と類似しないものであることの判断はどうするのか。」「中高生などアイデアが良くてもきちんと仕上げられていない作品は修正を加えることができるのか。」との意見が出された。提案した制定の考え方や募集要項、スケジュール等が了承された。

第10回合併協議会において、外国を含め全国から1,403点、758人の応募、そのうち能代、二ツ井を合わせ県内からは2割を超え、最小年齢が7歳、最高年齢が89歳で幅広い年代層から応募があったことと、市章選考委員会における選考は3人の委員によって9月12日に行われ、5つの候補作品を選考し、作品のデザインの趣旨を説明した。また、市章候補作品の選考方法について協議した結果、2段階方式とし、最初に委員1人につき3作品を選び、得票数の多い順に3作品を残し、その中から委員1人につき1作品を選び、得票数の多いものを決定することとした。

最終的に、平成17年11月21日第11回合併協議会において、委員の投票により、新市の市章を決定し、合併日に制定した。

新市の市章は能代市の“の・し・ろ”を組み合わせ、日本海の波と白神山地の山並みを表現し、新市の将来像「輝くみらいへ 水とみどりの環境のまち」を表している。

③ 電算システムの統一

電算システムの統一については、合併協定の「効率的な市民サービスの提供や市政運営を図るため、必要な電算システムを構築する。」との決定内容に基づき、両市町の電算担当で構成する電算分科会や電算部会などでシステム統合の話し合いを行い、第7回合併協議会で

「合併時までの電算統合の基本的な考え方として、合併期日が平成18年3月21日であり、システム構築まで短期間であることから、現在、能代市と二ツ井町で稼動しているシステムの統合を基本に、合併時の確実な安定稼動を最優先する。また、システム構築にあたっては、法令等で定められたもの以外の機能追加や修正などは原則として行わないこととする。なお、12月末までにデータ移行・統合作業を進め、1月からは職員操作研修や最終調整を行い、合併の日に稼動できるよう準備を行う。このため、次の6つの事項を基本的な考え方として統合作業を行う。

- (1) 電算システムは住民サービスを行うために欠かせないものであり、最も効率的かつ経済的な移行を考慮し、合併時からの安定稼動を最優先する。
- (2) 住民情報システムは、7市町村の枠組みで取得した電算機器等の活用を図り、構築する。
- (3) 内部情報システム等については、既存システムの活用も視野に入れながら、合併時業務を行う上で必要最小限のシステム構築を進める。
- (4) ネットワークシステムは、個人情報や外部の脅威から保護するため、強固なセキュリティ機能の整備を図る。
- (5) パソコン等の既存機器については、可能な限り活用を図るものとする。
- (6) 能代市を代表市とし、システム統合の予算執行及び財産取得に係る行為は、代表市長の名において行う。

また、電算統合の範囲については、各システム所管の分科会から統合について調査ヒアリングを行い精査した結果、住民基本台帳、各種税、国保、年金、介護保険、福祉関係業務の住民情報システムのほか、内部情報システムとしては、財務会計システム、人事給与システム、健康管理システム及び公営住宅管理システム、それにネットワークシステムの6システムを合併に伴って統合する。」

と報告した。

合併協議会委員からは、「個人情報の流出が世間で問題になっているが、法令等で定められたもの以外の個人情報を集め、システムに入れるようなことはないのか。」「強固なセキュリティ機能の整備を図るといふ中身は何か。」「また、「統合するシステムは能代と二ツ井のどちらの庁舎でも使用できるものか。」と問われた。最終的に、事務局で報告した内容で進めていくことが了解された。

合併後は、特に問題なくスムーズに統合が行われた。

④ 例規の整備

例規の整備については、合併協議会における「条例、規則等の取扱いについて」の調整結果に基づき、両市町の例規担当により整備の進め方等の話し合いを行い、第7回合併協議会で合併準備事務に係る基本方針として、

「新市の例規整備については、各分科会・専門部会において作業を進め、幹事会及び合併推進会議において確定する。例規作成統一要領により第1次例規原案（8～10月）、第2次原案（10～12月）を作成し、12月末をもって例規原案を確定する。また、専決処分書の作成も新市発足にあわせ作成する。」

と報告し、異議なく進めていくことが了解された。

その後、幹事会及び合併推進会議で調整を行い、3月7日の能代市議会全員協議会、3月8日の二ツ井町議会全員協議会で合併日に市長職務執行者が専決処分する予定の条例の概要を説明し、新市の発足時に188件の条例が市長職務執行者により専決処分された。

⑤ 閉市町式・閉庁式

能代市では、平成17年3月20日午後5時20分から市役所玄関前で、市長、議員など関係者約50人の出席のもとに閉市式を行った。市長が、市政施行以来、幾多の災害に遭いながらも発展を遂げてきた歩みを振り返り、市民らの尽力に謝意を述べるとともに、「持続的発展に向け、二ツ井町という心強いパートナーとの合併に未来を託す選択をした。新市の将来像『輝くみらいへ 水とみどりの環境のまち』を実現するため、これまで両市町で育まれた歴史、文化、伝統を尊重し、地域特性を活かしながら市民間の交流を深め、地域の力を結集し、一つにならなければならない。能代市に対する愛情を新市に引き継いでほしい。」との挨拶があったほか、市議会議長からの挨拶があった後、市旗の降納を行った。

二ツ井町では、3月11日に二ツ井町総合体育館で、歴代の首長、議長などを来賓に迎え、約300人の出席のもとに「二ツ井町を語る会（閉町式）」を開催し、町長が、二ツ井町の伝統、文化や、営々と営まれてきた人々の生活を振り返り、これまでの歴史や町民らの尽力に謝意を述べるとともに、「国における市町村合併の動きを契機として、地域の独自性を高め、住民の力をより大きく発展させ、国のあり方に見直しを迫るほどの行政に飛躍、発展することも視野に入れ、議会、住民と議論を重ね、合併の道を選択した。これまで進めてきた『緑のフロンティア』を旗印とする環境重視のまちづくりは、新市の将来像『輝くみらいへ 水とみどりの環境のまち』に引き継がれ、新市建設計画の基本に位置づけられている。町民が抱いた不安の多くは合併協議で解決することができた。新市のまちづくりは決して平坦ではないが、まちづくりの主人公である市民の融和と協力により、全国に誇れる、羽ばたく能代市の実現を期待する。」との挨拶があったほか、町議会議長、県山本地域振興局長からの挨拶があった。3月20日午後4時から役場玄関前で、町長、議員など関係者約50人の出席のもとに閉庁式を行い、町旗を降納した。



閉町式

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

市長職務執行者による条例等の専決処分、辞令に関する決裁後、辞令交付式を行い、午前8時30分から本庁舎玄関前で開庁式を開催した。前市長をはじめ、県山本地域振興局長、前議長、合併協議会委員などを来賓に迎え、関係者約50人の出席のもと、市章モニュメントの除幕やテープカットなどを執り行った。この中で、市長職務執行者が「1年余の協議の苦労、努力が実り、すばらしい新市を作る合併になったと思うが、大事なのはこれから。計画を実行に移すときが来た。新市は『輝くみらいへ 水とみどりの環境のまち』、10年後の環境首都を目標としている。困難もあると思うが、心を一つに合わせて一つひとつの目標を乗り越え、すばらしい能代市をつくりたい。」と式辞を述べたほか、旧市議会議長、県山本地域振興局長からの祝辞があった。

同様に、午後1時30分から二ツ井町庁舎玄関前で開庁式を開催し、市長職務執行者から「昨日までの古い上着を脱ぎ捨て、新しい道を歩み始めた。思えば長い道のりだったが、無事に協議を終えてこの日を迎えた。二つの異なる文化が遭遇することになるが、それを乗り越えて融和を築きたい。」との挨拶があった。

この後、事務引継や部長会議を開催するとともに、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、非常勤特別職への辞令交付式、指定金融機関への指定書交付を行い、午後からは教育委員会と農業委員会総会を開催した。合併初日は国民の祝日（春分の日）ということもあって、窓口業務の混乱や電算システムのトラブルといった問題もなく、職員は新市の事務処理体制に万全を期することができた。

【タイムスケジュール】

8:30	開庁式（本庁）
9:00	事務引き継ぎ
10:00	選挙管理委員会
10:30	固定資産評価審査委員会
13:30	開庁式（二ツ井庁舎）
14:00	教育委員会
14:30	農業委員会総会

② 合併記念式典

合併記念式典は、平成 18 年 10 月 1 日午後 1 時 30 分から能代市文化会館大ホールで、合併協議会の委員をはじめ小中学生、一般市民、市議会議員、市職員など来賓を含め約 700 人の出席のもとに開催した。

式典において、市長から、合併を実現させた旧市町関係者及び住民の労苦に対する敬意と謝意を述べるとともに、「合併後、直ちに解決しなければならない課題もあるが、市民が一体感を持ち、行政との連携を深めながらまちづくりに積極的に参画する中で、行政が市民の負託に応えていくことで、新市建設計画に掲げる『輝くみらいへ 水とみどりの環境のまち』を実現できると確信している。新市誕生の喜びを市民と分かち合い、先人の汗がしみ込んだふるさとの大地に立って、改めてふるさと能代を守り育てていく決意を新たに、努力することを誓う。」との挨拶があった。この後、合併に際して尽力した旧市町の首長らを総務大臣表彰、合併協議会の学識委員に感謝状を贈呈した。式典後、能代市出身で山田久志・元プロ野球選手の合併記念講演を開催した。



合併記念式典

③ 新市初議会

能代市の初議会は、能代市長により、平成 18 年 5 月 23 日午前 10 時より、能代市議会議事堂において能代市議会臨時会（議員 28 名）が招集された。

臨時議長には最年長者の竹内宏議員を選出し、正副議長及び各常任委員（4 委員会）、議会運営委員を選任した。また、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長を互選した。この他、能代山本広域市町村圏組合議会議員、北秋田市周辺衛生施設組合議会議員及び能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙を行った。

主な上程議案（報告）は次のとおり。

- ・ 議会関係条例・規則
- ・ 専決処分報告（25 件）
 - 能代市の事務所の位置を定める条例のほか 187 件の条例制定
 - 平成 17 年度及び平成 18 年度能代市暫定予算など
- ・ 市道路線の認定及び廃止について
- ・ 教育委員会委員の任命
- ・ 固定資産評価審査委員会委員の選任

④ 市長選挙

能代市長選挙は、平成 18 年 4 月 16 日告示され、2 氏が立候補した。平成 18 年 4 月 23 日に投票が行われ、25,643 票を獲得し新市長に齊藤滋宣が当選した。当選人とならなかった人との差は 9,052 票、当日有権者数 53,055 人、投票率 80.32%であった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市初議会に同じ。

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

在任特例なし。

⑦ 決算審査の状況

平成 17 年度旧市町の決算審査及び能代市の決算審査については、平成 18 年 9 月定例会において決算特別委員会を設置し、委員会条例に基づき、議長において委員を指名した。

審査は 11 月 15 日に行われた。

平成 18 年 12 月定例会において、委員長が報告し、旧市及び新市の決算については賛成多数で、旧町の決算については全会一致で認定された。

合併協定書

能代市 二ツ井町

合併協定項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 市の名称
- 4 事務所の位置
- 5 財産及び債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 地域審議会等の取扱い
- 10 一般職の職員身分の取扱い
- 11 特別職の身分の取扱い
- 12 条例・規則等の取扱い
- 13 事務組織及び機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料・手数料等の取扱い
- 16 公共的団体等の取扱い
- 17 補助金・交付金等の取扱い
- 18 町名・字名の取扱い
- 19 慣行の取扱い
- 20 国民健康保険事業の取扱い
- 21 介護保険事業の取扱い
- 22 消防団の取扱い
- 23 行政区等の取扱い
- 24 電算システム事業
- 25 納税関係事業
- 26 消防防災関係事業
- 27 保健衛生事業
- 28 福祉関係事業
- 29 環境対策事業
- 30 農林水産関係事業
- 31 商工・観光関係事業
- 32 建設関係事業
- 33 学校教育事業
- 34 社会教育事業
- 35 新市建設計画

1 合併の方式

能代市、ニツ井町を廃し、その区域の全部をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月21日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「能代市（のしろし）」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、能代市上町1番3号とする。

将来の新庁舎の建設及び位置については、新市において検討する。

5 財産及び債務の取扱い

両市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

現在ある財産区は、新市においても存続する。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条に規定する新市の議会議員の定数は28人とする。

2. 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条及び第7条の特例を適用せず、1選挙区で設置選挙を行う。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

1. 新市に1つの農業委員会を置く。

2. 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は27人とする。

3. 両市町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き在任する。

4. 在任特例終了後は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条の2第2項の規定を適用し、能代市の区域2選挙区、ニツ井町の区域1選挙区を置き、各選挙区の定数は新市において調整する。

8 地方税の取扱い

1. 個人市民税

(1) 均等割については、標準税率（3,000円）とし、所得割については、現行のとおりとする。

(2) 納期については、4期とし、

第1期 6月1日から同月30日

第2期 8月1日から同月31日

第3期 10月1日から同月31日

第4期 翌年1月1日から同月31日とする。

(3) 特別徴収については、現行のとおりとする。

2. 法人市民税

均等割については、制限税率とし、法人税割については、制限税率（14.7%）とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く3年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とする。

3. 固定資産税

(1) 税率については、現行のとおり（1.4%）とする。

(2) 納期については、4期とし、

第1期 5月1日から同月31日

第2期 7月1日から同月31日

第3期 12月1日から同月28日

第4期 翌年2月1日から同月末日とする。

4. 軽自動車税

(1) 税額については、現行のとおり（標準税率）とする。

(2) 納期については、5月1日から5月31日とする。

(3) 標識紛失時の弁償金については、200円とする。

5. 市町村たばこ税

税率等については、現行のとおりとする。

6. 入湯税

(1) 税率については、現行のとおり（1人1日につき150円）とする。

(2) 課税免除等の規定については、両市町の規定を基に合併時までに調整する。

7. 鉱産税

(1) 税率については、100分の1.0（標準税率）とする。ただし、月内に採掘された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合は、100分の0.7とする。

(2) その他の規定については、両市町の規定を基に合併時までに調整する。

8. 特別土地保有税

税率等については、現行のとおりとする。

9. 市税の減免については、両市町の規定を基に合併時までに調整する。

9 地域審議会等の取扱い

1. 地域審議会については設置しない。

2. 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区につ

いては、合併前の二ツ井町の地区に置く。

3. 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5及び第5条の6の規定による合併関係市町村の協議により定める事項のうち、特別職の区長は置かないこととし、その他必要な事項については、合併時まで調整する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

1. 両市町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
2. 新市における一般職の職員の定数と各部署の職員の定数の割り振りは、合併時まで調整する。
なお、職員の「定員適正化計画」については、新市において速やかに策定し、定員管理の適正化に努める。
3. 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時まで調整する。
4. 職員の給与については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め、合併時まで調整する。

11 特別職の身分の取扱い

1. 常勤の特別職
 - (1) 市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。
 - (2) 給与の額等については、現行額及び類似団体の例を参考に合併時まで調整する。
 - (3) 新市の職務執行者については、両市町の長が別に協議して定める。
2. 議会議員及び行政委員会の委員
 - (1) 非常勤の特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより合併時まで調整する。
 - (2) 非常勤の特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に合併時まで調整する。
 - (3) 公平委員会については、現在能代市で設置している公平委員会は廃止し、新市として新たに秋田県人事委員会へ事務を委託する。
3. 附属機関等の委員
新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併時まで調整する。

12 条例・規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整方針の内容に基づき、次の区分により調整する。

1. 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
2. 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行するもの
3. 合併後において、逐次制定し、施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

1. 新市の組織は、地域に根ざした行政運営と住民サービスの維持向上を図ることができるよう十分に配慮する。
 - (1) 能代市役所を本庁とし、本庁機能の一部を二ツ井町役場に置く。
 - (2) 二ツ井町役場を支所とし、総合的な窓口機能をもたせる。
2. 新市の事務組織及び機構は、次の方針に基づき整備する。
 - (1) 地域住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
 - (2) 地域住民の意見が反映される組織・機構
 - (3) 簡素で効率的な組織・機構
 - (4) 行政課題に対応できる組織・機構
 - (5) 指揮命令系統が明確な組織・機構
 - (6) 緊急時に即応できる組織・機構

14 一部事務組合等の取扱い

【一部事務組合】

1. 秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって両市町は脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。
2. 両市町以外の町村と構成している一部事務組合（能代山本広域市町村圏組合、山本郡養護老人ホーム組合、能代地区消防一部事務組合、二ツ井藤里地区行政組合、鷹巣町外六ヶ町村衛生施設組合）については、次のとおりとする。
 - (1) 能代山本広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって両市町は脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。
 - (2) 能代地区消防一部事務組合及び二ツ井藤里地区行政組合については、関係市町村と協議のうえ、統合再編を検討する。
また、事務の効率性や地域連携を図るため、能代市山本郡8市町村による消防及び救急業務の共同処理についても併せて検討する。
なお、関係市町村間の協議が整わないときは、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、新市において消防及び救急業務を実施する。この場合、関係町村と受委託の方向を検討する。
- (3) 山本郡養護老人ホーム組合及び鷹巣町外六ヶ町村衛生施設組合については、合併の日の前日をもって二ツ井町は脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。

〔土地開発公社〕

1. 能代市土地開発公社は、新市の土地開発公社として存続する。
2. ニツ井町は、秋田県町村土地開発公社の設立団体から合併の日の前日をもって脱退する。

〔公社〕

財団法人能代市開発公社については、権利と義務はすべて新市に引き継ぐ。

15 使用料・手数料等の取扱い

1. 使用料、手数料等の取扱いについては、次の方針を基本とし調整する。
 - (1) 両市町同一の使用料、手数料等については、現行のとおりとする。
 - (2) 両市町で違いのある使用料、手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の観点から、原則として合併時まで統一する。
 - (3) 施設及び附属設備等の使用料については、施設の規模・内容等を考慮し、現行のとおりとする。
ただし、類似する施設等の使用料については、新市において統一する。
2. 上記の基本方針にかかわらず、個別の使用料、手数料等の取扱いは、次のとおり調整する。
 - (1) 畜場の使用料については、新市の住民は無料とし、新市以外の住民は有料とする。
 - (2) 道路占用、法定外公共用財産、行政財産の各使用料については、新市において速やかに調整する。
 - (3) 公営住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利便性係数については、新市において速やかに新たな基準を設ける。
 - (4) 上水道、簡易水道の使用料及び手数料等は、現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する。
 - (5) 公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業の使用料並びに加入者分担金（負担金）は、現行のとおりとし、新市において生活排水処理事業に関する計画を策定し、新たな料金体系を構築する。
 - (6) 各種検（健）診料については、平成18年度から統一する。
 - (7) 一般廃棄物処理手数料については、次のとおりとする。
 - ① 指定ごみ袋により排出される家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理手数料については、現行のとおりとし、新市において調整する。
 - ② 処理施設に搬入される一般廃棄物及び粗大ごみの処理手数料については、現行のとおりとし、新市において調整する。

16 公共的団体等の取扱い

1. 両市町に共通する団体については、次のとおりとする。
 - (1) 新市の一体性を保つため、合併時までには統合できるよう調整に努める。
なお、合併時までには統合できなかった団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
 - (2) 国、県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導のもとに、そのあり方について協議していく。
2. 両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

17 補助金・交付金等の取扱い

1. 両市町同一又は同種の補助金、交付金等については、新市において関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
2. 両市町で違いのある補助金、交付金等については、従来からの経緯・実情を踏まえ、新市においてそのあり方を検討する。

18 町名・字名の取扱い

町・字の名称及び区域は、原則として従前のとおりとし、大字名については合併前に現市町で調整する。

19 慣行の取扱い

1. 市章については、合併時までには公募し、決定する。
2. 市の花・木・鳥、市民歌、キャッチフレーズ、イメージソング等は、その必要性を含め新市において検討する。
3. 市民憲章、各種宣言については、その必要性を含め新市において検討する。
4. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設する。

20 国民健康保険事業の取扱い

1. 国民健康保険税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く3年度に限り不均一課税とする。
なお、賦課方式については、平成21年度から所得割、均等割、平等割の3方式に統一する。
2. 課税限度額については、現行のとおりとする。
3. 低所得者に対する軽減割合については、現行のとおりとする。
4. 納期については、次のとおりとし、平成21年度から統一する。

第1期	7月1日から同月31日
第2期	8月1日から同月31日
第3期	9月1日から同月30日

- 第4期 10月1日から同月31日
- 第5期 11月1日から同月30日
- 第6期 12月1日から同月28日
- 第7期 翌年1月1日から同月31日
- 第8期 翌年2月1日から同月末日
- 第9期 翌年3月1日から同月31日

- 5. 減免については、現行のとおりとする。
- 6. 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。
- 7. 出産育児一時金及び葬祭費については、現行のとおりとする。
- 8. 出産費及び高額療養費貸付事業については、合併時までに調整する。
- 9. 保健事業については、合併時までに調整する。

21 介護保険事業の取扱い

- 1. 第1号被保険者の保険料等については、第3期介護保険事業計画の初年度となる平成18年度から統一する。
- 2. 普通徴収の納期については、次のとおりとし、平成18年度から統一する。

- 第1期 7月1日から同月31日
- 第2期 8月1日から同月31日
- 第3期 9月1日から同月30日
- 第4期 10月1日から同月31日
- 第5期 11月1日から同月30日
- 第6期 12月1日から同月28日
- 第7期 翌年1月1日から同月31日
- 第8期 翌年2月1日から同月末日
- 第9期 翌年3月1日から同月31日

- 3. 介護保険料及び利用料の減免については、平成18年度から統一する。
- 4. 督促手数料については、現行のとおりとする。
- 5. 延滞金については、平成18年度から統一する。
- 6. 介護保険事業計画については、合併の日の属する年度は現行の計画を運用し、平成18年度からの第3期計画については、両市町が共同で策定し、新市に引き継ぐ。

22 消防団の取扱い

- 1. 消防団については、両市町の分団等の組織を現行のとおりとする。全体の組織編成等については、合併時までに調整する。
- 2. 消防団員の費用弁償については、合併時までに調整する。

23 行政区等の取扱い

- 1. 行政協力員、区長・町内会長の制度については、従来からの経緯や実情を踏まえ新市において調整する。
- 2. 広報紙については、発行日、発行回数及び配付方法等を合併時までに調整し、新市において発行する。
- 3. ホームページについては、現市町の情報を引き継ぎ、新市において新たに開設する。
- 4. 広聴については、活動内容を合併時までに調整し、新市において一層の拡充に努める。

24 電算システム事業

- 効率的な市民サービスの提供や市政運営を図るため、必要な電算システムを構築する。

25 納税関係事業

- 1. 納税貯蓄組合に対する奨励の補助金は、段階的に引き下げ、事務的補助金に移行する。
- 2. 納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるよう調整に努める。

26 消防防災関係事業

- 1. 防災会議については、合併時に統合再編する。
- 2. 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定する。ただし、災害時に支障が生じないよう、情報の伝達方法及び指揮命令系統については、合併時までに調整する。

27 保健衛生事業

- 1. 各種検診（健診）事業については、対象者、実施方式等を合併時までに調整する。
- 2. 人間ドックについては、対象者、実施方法等を合併時までに調整する。
- 3. 母子保健事業については、対象者、実施回数等を合併時までに調整する。
- 4. 予防接種事業については、実施方法を合併時までに調整する。
- 5. 診療所事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6. 健康教育事業については、対象者、実施方法等を合併時までに調整する。
- 7. 相談・指導事業については、開催回数、実施方法等を合併時までに調整する。

28 福祉関係事業

- 1. 障害者福祉事業
 - (1) 重度身体障害者（児）日常生活用具給付、社会参加促進事業等については、平成18年度から統一する。
 - (2) 障害者住宅整備資金貸付事業については、平成18年度から統一する。

なお、平成17年度以前の貸付金の償還については、従前の例による。

- なお、平成17年度以前の貸付金の償還については、従前の例による。
- (3) 身体障害者等外出支援事業については、合併時までに調整する。
 - (4) 障害者計画については、新市において新たに計画を策定する。
2. 高齢者福祉事業
- (1) 介護予防・地域支え合い事業等については、平成18年度から統一する。
 - (2) 日常生活用具給付等事業については、平成18年度から統一する。
 - (3) 生活支援ハウス管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (4) 在宅介護支援センターについては、合併時に再編する。
 - (5) はり・きゅう施術費援助については、合併時までに調整する。
 - (6) 敬老会（敬老式）については、合併時までに調整する。
 - (7) 長寿祝事業については、平成18年度から統一する。
 - (8) 高齢者住宅整備資金貸付事業については、平成18年度から統一する。
なお、平成17年度以前の貸付金の償還については、従前の例による。
 - (9) 生きがい対応型デイサービス事業については、平成18年度から統一する。
 - (10) 老人保健福祉計画については、合併の日の属する年度は現行の計画を運用し、平成18年度からの第3期計画については、両市町が共同で策定し、新市に引き継ぐ。
3. 児童福祉事業
- (1) ひとり親家庭児童保育援助については、平成18年度から統一する。
 - (2) 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 一時保育事業及び延長保育事業については、平成18年度から統一する。
 - (4) 障害児保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (5) 乳幼児健康支援一時預かり事業及び保育所地域活動事業については、合併時までに調整する。
 - (6) 放課後児童対策事業（児童クラブ事業）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
 - (7) 保育料については、平成18年度から統一する。
へき地保育所については、現行のとおりとする。
 - (8) 保育料の減免については、平成18年度から統一する。
 - (9) 保育所（園）給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (10) 保育所（園）通園バスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. その他
- (1) 市町単独の福祉医療制度については、合併時までに調整する。
 - (2) 社会福祉大会については、関係団体と協議の上、そのあり方について合併時までに調整する。
 - (3) 日本赤十字社の事務事業については、新市において実施する。
 - (4) 福祉バス等の運行については、新市に引き継ぎ、体制等について検討する。
 - (5) 母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金貸付事業については、平成18年度から統一する。

29 環境対策事業

1. 環境基本計画及び地球温暖化対策計画については、新市において速やかに策定する。
2. 公害防止に関する協定等については、新市に引き継ぎ、新たに協定等を締結する。
3. ごみ不法投棄防止対策については、新市において調整する。
4. 環境審議会については、合併時に設置する。
5. 環境にやさしいまちづくり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
6. 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに策定する。
7. ごみ収集業務及び資源ごみ集団回収については、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実情を考慮して合併後2年をめどに統一するよう調整する。
8. 合併前に許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者については、引き続き新市の許可業者として取り扱う。
なお、許可基準については、合併時に統一する。

30 農林水産関係事業

1. 農業関係各種計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において新たに策定する。
2. 土地改良事業の事業費負担については、新市において速やかに調整する。ただし、継続事業については、事業完了まで現行の負担割合とする。
3. 地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 担い手育成関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 森林整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において新たに策定する。
6. 森林病害虫防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
7. 漁業振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容を新市において速やかに調整する。

31 商工・観光関係事業

1. 商店街活性化対策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 中小企業に対する融資制度については、合併時に統一する。なお、合併前に決定を受けた者の貸付及び償還については、従前の例による。
3. 企業誘致に係る奨励措置については、平成18年度から統一する。なお、平成17年度以前に指定を受けた企業に係る奨励措置については、従前の例による。
4. 観光イベントについては、地域の実情を考慮しながら新市において事業内容を調整する。
5. 観光ガイド養成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

32 建設関係事業

1. 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、道路認定基準については、合併時まで調整する。
2. 除雪体制については現行のとおり新市に引き継ぎ、翌年度から地域の実情を勘案した新たな除雪計画を策定する。
また、委託単価及び除雪出動基準等については秋田県の基準を準用し、合併時に統一する。
3. 両市町の公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理については、合併時まで調整する。
4. 都市計画区域、都市計画施設及び都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 上水道事業、簡易水道事業等については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において水道事業計画を策定する。
6. 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において生活排水処理事業に関する計画を策定する。
7. 合併前に指定を受けた給水装置指定工事事業者及び排水設備指定工事事業者については、引き続き新市の指定工事事業者として取り扱う。

33 学校教育事業

1. 学校給食事業については、次のとおりとする。
 - (1) 1食あたりの保護者負担額及び給食形態（米飯・パン・麺の回数）については、新市の学校給食運営委員会に諮り、できるだけ早く統一する。
 - (2) 給食費の徴収方法については、現行のとおりとし、新市において調整する。
2. 奨学金貸付事業については、合併時まで調整する。
3. スクールバスの運行については、現行のとおりとし、地域の実情を考慮しながら新市において運行形態を調整する。

34 社会教育事業

1. 社会教育振興計画については、新たに新市において社会教育振興中期計画を策定する。
2. 図書館、スポーツ施設、その他の社会教育関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において管理運営方法等必要な調整を行う。
また、公民館については、現在の能代市中央公民館を本館とし、その他の公民館等を地区館・分館として位置付ける。
3. 成人式については、新市において開催方法等必要な調整を行う。
4. 公民館事業、各種教室、講座、各種スポーツ大会等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において開催方法等必要な調整を行う。

5. 体育協会、スポーツ少年団、芸術文化協会、民俗芸能団体協会等については、新市において統合できるよう調整に努める。
6. 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
7. 市町史にかかわる資料収集、研究及び保管については、新市に引き継ぎ、編さん及び発行については、新市において必要な調整を行う。

35 新市建設計画

新市建設計画については、別紙のとおりとする。

調 印 書

能代市、二ツ井町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく能代市二ツ井町合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年3月28日

能代市長

豊澤有兄



二ツ井町長

丸岡一直



立 会 人

合併協議会委員
能代市議会議長

渡辺芳勝

合併協議会委員
二ツ井町議会議長

安部利雄

特 別 立 会 人

秋田県副知事

西村 啓男